

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月18日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	阿久根市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.akune.kagoshima.jp/">http://www.city.akune.kagoshima.jp/</a>

執行機関名 阿久根市教育委員会

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	阿久根市奨学金貸付基金条例(平成四年阿久根市条例第十八号)による奨学金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	81	
番号法別表第2の項	106	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		阿久根市個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年十二月二十二日阿久根市条例二十九号)別表第1第6項の阿久根市奨学金貸付基金条例(平成四年阿久根市条例第十八号)による奨学金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第三条	阿久根市奨学金貸付基金条例(平成四年阿久根市条例第十八号)第4条
事務の趣旨又は目的	<p>第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与とその他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>第4条 奨学金は、有用な人材の育成に資するため、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学を困難とする者に対して貸し付けるものとする。</p>

独自利用事務の関連規範	阿久根市奨学金貸付基金条例 阿久根市奨学金貸付基金条例施行規則(平成4年4月1日教育委員会規則第1号)
-------------	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号	阿久根市奨学金貸付基金条例第4条及び阿久根市奨学金貸付基金条例施行規則第3条
事務の内容	独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	阿久根市奨学金貸付基金条例第四条の高等学校等奨学金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号 亦	阿久根市奨学金貸付基金条例第5条及び阿久根市奨学金貸付基金条例施行規則第2条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2

根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
情報提供者		
提供を求める特定個人情報		

特定個人情報3

根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
情報提供者		
提供を求める特定個人情報		

特定個人情報10		
根拠規定	番号法別表第二主務省令	条 項 号
情報提供者		
提供を求める特定個人情報		

備考	
----	--